

## 明治維新150年カウントダウン事業紹介DVD貸出に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明治維新150年カウントダウン事業紹介DVD（以下「DVD」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出手続)

第2条 DVDの貸出しを受けようとする者は、明治維新150年カウントダウン事業紹介DVD貸出申請書（以下「申請書」という。）を観光交流局観光プロモーション課（以下「観光プロモーション課」という。）に提出し、承認を得るものとする。

(貸出方法)

第3条 承認後、観光プロモーション課に直接受け取るか、郵送の場合は、第2条に基づく申請書の提出にあたり、返信用封筒（緩衝材付）を同封しなければならない。

(貸出期間)

第4条 貸出しの期間は、14日以内とし、期間内に返却するものとする。

(費用負担)

第5条 DVDの貸付は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 申請書を提出し、承認を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 転貸及び複製をしてはならない。
- (2) 利用目的以外に利用してはならない。
- (3) 紛失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、復元に要する費用を負担しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。